

事務連絡

平成23年3月12日

都道府県薬剤師会事務局長様

日本薬剤師会

事務局長 佐藤裕康

東北地方太平洋沖地震への対応について（事務連絡その2）

－被災者に係る被保険者証等の提示および処方せん医薬品の取り扱いについて－

標記について、厚生労働省保険局医療課、並びに医薬食品局総務課より都道府県関係部局等宛に別添のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

本通知は、今般の東北地方太平洋沖地震において、被災者が保険証を紛失した場合の受診の取り扱い、並びに被災者への処方せん医薬品の販売又は授与に関する取り扱いについて、その実施および関係者への周知を依頼するものであります。

つきましては、貴会会員へのご周知方、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本件に係る貴会会長宛の正式通知は、後日改めて発出の予定ですので、申しあげます。



事務連絡

平成 23 年 3 月 11 日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県民生主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災者に係る  
被保険者証等の提示について

平成 23 年 3 月 11 日の平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあっては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあっては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、事務連絡が発出される予定であることを申し添える。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL:03-5253-1111 (内線 3172)

FAX:03-3508-2746

事務連絡  
平成23年3月12日

社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬食品局総務課

平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の  
取扱いについて（周知依頼）

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）あてに通知したので、関係者への周知方よろしくお願いします。



別添

事務連絡

平成23年3月12日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局総務課

平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて  
(医療機関及び薬局への周知依頼)

昨日（平成23年3月11日）に発生いたしました、平成23年（2011年）東北地区太平洋沖地震及び関連する津波等による被災地における処方せん医薬品の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、被災地における処方せん医薬品を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知願います。

記

今般の地震及び関連する津波等による被災地の患者に対する処方せん医薬品の取扱いについては、平成17年3月30日付薬食発第0330016号厚生労働省医薬食品局通知「処方せん医薬品等の取扱いについて」の1(2)②に示したとおり、薬事法第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売又は授与することが可能であること。

(参考)

○ 薬事法（昭和35年法律第145号）

（処方せん医薬品の販売）

第四十九条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

○ 「処方せん医薬品等の取扱いについて」（平成17年3月30日付薬食発第0330016号厚生労働省医薬食品局通知）

1. 処方せん医薬品について

（1）原則

処方せん医薬品については、病院、診療所、薬局等へ販売（授与を含む。以下同じ。）する場合を除き、新薬事法第49条第1項の規定に基づき、医師等からの処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならないものであること。

なお、正当な理由なく、処方せん医薬品を販売した場合については、罰則が設けられているものであること。

（2）正当な理由について

新薬事法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方せんなしに販売を行っても差し支えないものであること。

① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方せんの交付が困難な場合に、患者に対し、必要な処方せん医薬品を販売する場合